

# 「東京都高齢者保健福祉計画」(概要)

—高齢者の自立と尊厳を支える社会の実現に向けて—

## 第1部 計画策定について (P. 1)

### 第1章 計画策定の趣旨 (P. 1)

東京都高齢者保健福祉計画は、東京の大都市特性を踏まえ、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳をもって、自分らしく、いきいきと暮らせる安全・安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的とし、策定しています。

今回の策定にあたっては、将来、「団塊の世代」が高齢者となり、都民のおよそ4人に1人が高齢者となる超高齢社会に的確に対応していくため、2015年(平成27年)の東京の高齢社会像を念頭に、現時点で取り組むべき施策を明らかにしました。

### 第2章 計画の位置付け (P. 1)

老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画、並びに老人保健法に基づく都道府県老人保健計画を一体のものとして作成しています。

また、「福祉・健康都市 ビジョン」や「東京都保健医療計画」など、都の高齢者施策の推進に関連する他の計画と整合を図りつつ作成しています。

### 第3章 計画期間 (P. 1)

10年後の平成27年度(2015年度)を見据えつつ、最初の3年間である平成18年度から平成20年度までを計画期間とします。

なお、平成12年度から実施された介護保険制度では、3年間で1期とする事業運営期間を設定しており、本計画期間は、その第3期目に該当するものです。

## 第2部 計画の考え方（P. 3～28）

### 第1章 計画の考え方（P. 3～8）

#### 1 計画策定の背景（P. 3～4）

日本の人口構造は極めて急速に高齢化しており、平成17年（2005年）国勢調査の調査結果（速報値）では、日本が「人口減少時代」へと突入したことが明らかになりました。また、少子化の進行と相まって、平成27年（2015年）には都民のおよそ4人に1人が65歳以上の高齢者という「超高齢社会」の到来が見込まれています。

しかし、65歳以上の高齢者の現状をみると、約8割は元気な人たちであり、その多くは経済的に自立しています。これらの高齢者が、健康を維持し、それまでの人生で培ってきた知識、技術、経験等を豊かに結実させることや、その大きな実りを次の世代へ引き継ぐことは、その人自身の完成期にふさわしい営みであると同時に、東京の活力の維持にとっても大きな力となります。

行政は、都民の一人ひとりが、高齢期においても、現役世代と同様に社会を支える重要な一員であり続け、自らの人生の主人公でいられるように、個人の日々の健康づくりや自己実現に向けた活動を支援するための環境整備、仕組みづくりや種々の情報提供などを行っていくことが重要です。

また、たとえ介護が必要になっても、可能な限りその人が望む形に近い環境において生活を送ることができるよう、介護サービスの基盤整備を行っていくことも重要です。

人口構造の大きな転換期を迎え、社会経済状況や社会保障制度など、都民の生活に大きな変化が起こりつつある今、行政のみならず、都民や民間事業者においても、それぞれの役割に基づいて、高齢者の自立と尊厳を支える社会の実現に向けた取組をより一層進めていくとともに、現在の高齢者のみならず、現役世代が将来高齢期を迎えたときにも、安心して運営される仕組みを構築していかなければなりません。

これらの基本的な考え方のもと、都は本計画を策定し、これに基づき具体的な施策を展開していきます。

### 〔計画の理念〕

#### 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

人生の最期の瞬間まで、身体的、精神的及び社会的に自立して、自分の人生を自分で決定し、周囲からも個人として尊重され、その人らしく暮らしていくということは、誰もが願うことです。

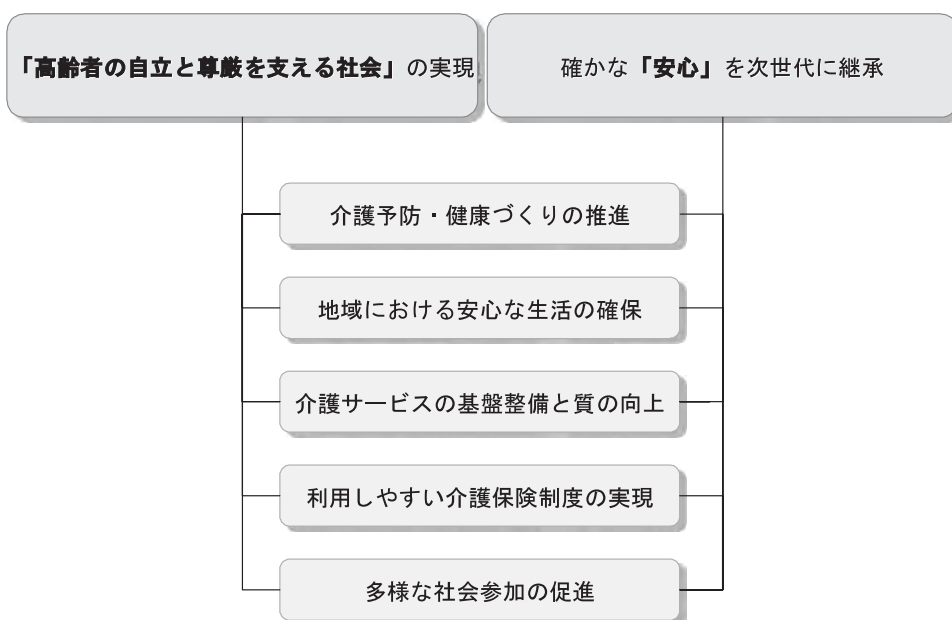
そのためには、行政のみならず、都民、民間事業者も主体的にその役割を果たし、社会全体で、「高齢者の自立と尊厳を支える社会」を構築していくことが重要です。

#### 確かな「安心」を次世代に継承

時代の大きな転換点にあり、社会全体が変革の最中にある今、現役世代が将来高齢期を迎えたときにも、個人の自立と尊厳が保持される社会であり続けることが、都民の不安の払拭へとつながります。

そのために、都は、都民の生活をしっかりと支える福祉保健施策を展開し、その「安心」を次世代に継承していきます。

〔計画の理念〕と〔施策展開の視点〕の関係（イメージ）



## 【施策展開の視点】

### 介護予防・健康づくりの推進

高齢者の閉じこもりを防止し、虚弱な高齢者及び要介護高齢者に対する介護予防サービスを身近な地域で一体的なケアマネジメント体制の下に提供するとともに、生活習慣病予防など都民の成人期からの健康づくりの取組を促進することにより、都民の生涯にわたる健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図ります。

### 地域における安心な生活の確保

区市町村が新たに設置する地域包括支援センターを中心にして、地域での高齢者の生活全般にわたる包括的な支援の仕組みを確立します。

また、認知症高齢者の増加を踏まえ、支援の一層の充実を図ります。

さらに、地域において継続的に住み続けることができるように高齢者の多様なニーズに対応した住まいの確保を支援するとともに、安全で安心できる生活を確保するための仕組みを整備します。

### 介護サービスの基盤整備と質の向上

在宅サービスの充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設サービスを確保していきます。

また、ケアマネジメントの質を向上させ、新たなニーズに対応できる専門性を備えた人材の養成を支援するほか、全ての介護サービス事業者を対象とする情報の公表制度を実施するとともに、第三者評価制度を充実し、利用者の選択による質の高いサービスの提供を確保します。

さらに、施設サービスについては、居住環境の改善などを進め、その質の向上を図ります。

### 利用しやすい介護保険制度の実現

介護保険制度を将来にわたり健全かつ安定的なものとするとともに、都民にとって利用しやすい仕組みとするため、区市町村の保険者としての機能強化や低所得者対策などの取組を支援していきます。

また、介護サービス基盤の脆弱な離島等の地域に対し、サービス確保に向けた支援を行います。

### 多様な社会参加の促進

「団塊の世代」が定年退職期を迎えるなか、より一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加や社会貢献、就労・起業などの活動を支援します。

また、こうした活動の基盤となる移動手段の確保や、高齢者をはじめ誰にでもやさしいまちづくりを進めます。